

(6) 課税標準の特例に関する調

区 分	地 目 等	特 例 率	行 番 号	宅 地 等		農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家 屋 (千円)		
				宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)					
法 第 7 0 2 条 第 2 項 第 2 項 第 2 項 第 2 項 第 2 項 第 2 項 の 減 額 と なる 規 定 に よ る 書	法 第 7 0 2 条 第 2 項 第 2 項 第 2 項	第10項(日本放送協会)	評 価 額	1/2	0 1 0	61,171,998	2,798,110	-	63,970,108	-
			課税標準額		0 2 0	41,328,068	1,770,569	-	43,098,637	36,649,680
	第11項(日本原子力研究開発機構)	評 価 額	1/3	0 3 0	-	-	-	-	-	
		課税標準額		0 4 0	-	-	-	-	1,919,485	
		評 価 額	2/3	0 5 0	-	-	-	-	-	
		課税標準額		0 6 0	-	-	-	-	2,208,659	
	第12項(登録有形文化財等)	評 価 額	1/2	0 7 0	621,723	-	49	621,772	-	
		課税標準額		0 8 0	402,684	-	49	402,733	5,054,108	
	第23項(農業・食品産業技術総合 研究機構)	評 価 額	1/3	0 9 0	21,580	-	-	21,580	-	
		課税標準額		1 0 0	15,106	-	-	15,106	-	
		評 価 額	1/6	1 1 0	6,969,844	-	-	6,969,844	-	
		課税標準額		1 2 0	4,878,891	-	-	4,878,891	-	
	第24項(新関西国際空港株式会社)	評 価 額	1/2	1 3 0	19,165,100	49,218,318	3,816	68,387,234	-	
		課税標準額		1 4 0	13,112,397	21,235,018	2,671	34,350,086	36,644	
	第26項(信用協同組合等)	評 価 額	3/5	1 5 0	-	-	-	-	-	
		課税標準額		1 6 0	-	-	-	-	179,305,040	
	第28項(中部国際空港株式会社)	評 価 額	1/2	1 7 0	6,454,298	-	-	6,454,298	-	
		課税標準額		1 8 0	2,259,004	-	-	2,259,004	86,294	

区分	地目等	特例率	行番号	宅地等		農地 (千円)	土地計 (千円)	家屋 (千円)			
				宅地 (千円)	その他 (千円)						
法3の規定による課税標準の特例により減額となる課税標準額 法附則第15条の2又は法附則第15条の5	法附則第15条	第1項(倉庫)	評価額	1/2	190	-	-	-	-		
			課税標準額	200	-	-	-	12,603,198	-		
	第11項	(並行在来線に係る譲受固定資産)	評価額	1/2	210	10,884	2,628,004	-	2,638,888	-	
			課税標準額	220	7,619	2,084,758	-	2,092,377	177,749	-	
	第15項	(民間資金等の活用による公共施設等)	評価額	1/2	230	-	-	-	-	-	
			課税標準額	240	-	-	-	-	2,567,376	-	
	第16項	(認定都市再生事業)	評価額	1/2	250	-	-	-	-	-	
			課税標準額		260	-	-	-	-	2,306,438	-
			評価額	3/5	270	-	-	-	-	-	-
			課税標準額		280	-	-	-	-	159,272	-
	第17項	(成田国際空港株式会社)	評価額	5/6	290	-	-	-	-	-	
			課税標準額		300	-	-	-	-	-	-
	第18項	(国立大学法人の校舎)	評価額	1/2	310	-	-	-	-	-	
			課税標準額		320	-	-	-	-	616,667	-
	第19項	(都市鉄道施設等)	評価額	2/3	330	-	-	-	-	-	
			課税標準額		340	-	-	-	-	25,111	-
第20項	(外貿埠頭公社の民営化会社に係る承継特例)	評価額	1/2	350	27,542,980	4,053	-	27,547,033	-		
		課税標準額		360	19,161,817	2,810	-	19,164,627	2,110,766	-	
		評価額	3/5	370	12,420,175	-	-	12,420,175	-	-	
		課税標準額		380	8,694,120	-	-	8,694,120	54,697	-	

区分	地目等		特例率	行番号	宅地等		農地	土地計	家屋			
					宅地 (千円)	その他 (千円)						
法の3の規定による課税標準の特例により減額又は法附則第15条第3項の規定による課税標準の特例による減額又は法附則第15条第2項の規定による課税標準の特例による減額又は法附則第15条第3項の規定による課税標準の特例による減額	法附則第15条第3項	第21項 (日本郵便株式会社)	評価額	3/5	390	199,978,682	125,155	-	200,103,837	-		
			課税標準額		400	131,457,984	87,737	-	131,545,721	150,762,108		
	法附則第15条第3項	第22項 (鉄道再構築事業)	評価額	1/4	410	-	-	-	-	-	-	
			課税標準額		420	-	-	-	-	-	1,393,439	
	法附則第15条第3項	第24項 (公益法人が所有する能楽堂)	評価額	1/2	430	425,936	-	-	425,936	-	-	
			課税標準額		440	276,041	-	-	276,041	122,048	-	
	法附則第15条第3項	第26項 (国際戦略港湾等に係る一定の荷さばき施設等)	評価額	1/2	450	-	-	-	-	-	-	
			課税標準額		460	-	-	-	-	-	38,760	
			評価額	2/3	470	-	-	-	-	-	-	-
			課税標準額		480	-	-	-	-	-	-	-
	法附則第15条第3項	第30項 (駅のバリアフリー化施設に係る特例措置)	評価額	2/3	490	-	-	-	-	-	-	
			課税標準額		500	-	-	-	-	-	132,733	
	法附則第15条第3項	第34項 (備蓄倉庫)	評価額	-	510	-	-	-	-	-	-	
			課税標準額		520	-	-	-	-	-	-	-
法附則第15条第3項	第35項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	評価額	2/3	530	-	-	-	-	-	-		
		課税標準額		540	-	-	-	-	-	-	-	
法附則第15条第3項	第40項 (認定誘導事業により取得した公共施設等)	評価額	4/5	550	-	-	-	-	-	-		
		課税標準額		560	-	-	-	-	-	-	-	
法附則第15条第3項	第2項 (三島特例) (法附則第15条の3の適用のあるものを除く)	評価額	1/2	570	125,114	3,557,098	-	3,682,212	-	-		
		課税標準額		580	83,769	2,472,853	-	2,556,622	12,061,871	-		
法附則第15条第3項	第1項 (旅客会社等に係る承継特例) (法附則第15条の2第2項の三島特例に係るものを除く)	評価額	3/5	590	19,180,767	83,566,067	2,332,305	105,079,139	-	-		
		課税標準額		600	7,955,647	52,427,891	1,630,461	62,013,999	2,762,644	-		
法附則第15条第3項	第1項 (旅客会社等に係る承継特例) (法附則第15条の2第2項の三島特例に係るものに限定)	評価額	3/10	610	19,025,749	115,874,645	-	134,900,394	-	-		
		課税標準額		620	12,670,718	78,395,297	-	91,066,015	7,928,815	-		

区 分	地 目 等		特 例 率	行 番 号	宅 地 等		農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家 屋 (千円)
					宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)			
改 正 の 規 定 平 年 法	第2項	旧法附則第15条第20項 (スーパー中樞港湾)	評 価 額	1/2	6 3 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		6 4 0	-	-	-	46,367
	第3項	旧法附則第15条第27項 (指定会社等に係る港湾施設)	評 価 額	1/2	6 5 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		6 6 0	-	-	-	59,010
改 正 の 規 定 平 年 法	第3項	旧法附則第15条の3第2項 (旅客会社等に係る基盤整備事業)	評 価 額	1/2	6 7 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		6 8 0	-	-	-	1,825,004
改 正 の 規 定 平 年 法	第2項	旧法第349条の3第23項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	評 価 額	1/3	6 9 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		7 0 0	-	-	-	-
			評 価 額	2/3	7 1 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		7 2 0	-	-	-	13,031
	第4項	旧法第349条の3第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	評 価 額	1/3	7 3 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		7 4 0	-	-	-	-
	第5項	旧法第349条の3第32項 (自動車安全運転センター)	評 価 額	1/3	7 5 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		7 6 0	-	-	-	-
	第6項	旧法第349条の3第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	評 価 額	1/2	7 7 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		7 8 0	-	-	-	-
	第7項	旧法附則第15条第1項 (倉庫)	評 価 額	1/2	7 9 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		8 0 0	-	-	-	7,721,955
			評 価 額	7/8	8 1 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		8 2 0	-	-	-	-
第8項	旧法附則第15条第26項 (高齢者・障害者等の移動円滑化 停車場建物等)	評 価 額	2/3	8 3 0	-	-	-	-	
		課 税 標 準 額		8 4 0	-	-	-	232,721	
第9項	旧法附則第15条第31項 (認定都市再生事業)	評 価 額	1/2	8 5 0	-	-	-	-	
		課 税 標 準 額		8 6 0	-	-	-	292,268	
第10項	旧法附則第15条第35項 (指定都市特定重要港湾に係る 港湾施設)	評 価 額	1/2	8 7 0	-	-	-	-	
		課 税 標 準 額		8 8 0	-	-	-	4,509	

区 分	地 目 等		特 例 率	行 番 号	宅 地 等		農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家 屋 (千円)
					宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)			
改 正 法 附 則 第 22 条 による 改正	第3項	旧法附則第 15 条第 28 項 (大規模改良停車場建物等)	評 価 額	3/4	0 1 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		0 2 0	-	-	-	-
	第4項	旧法附則第 15 条第 36 項 (PFI 公共荷さばき施設)	評 価 額	1/2	0 3 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		0 4 0	-	-	-	-
	第5項	旧法附則第 15 条第 37 項 (PFI 一般廃棄物処理施設)	評 価 額	1/2	0 5 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		0 6 0	-	-	-	956,551
	第6項	旧法附則第 15 条第 54 項 (鉄道再生事業)	評 価 額	1/4	0 7 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		0 8 0	-	-	-	8,351
改 正 法 附 則 第 21 条 による 改正	第2項	旧法附則第 15 条第 2 項 (倉庫)	評 価 額	1/2	0 9 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		1 0 0	-	-	-	384,411
			評 価 額	5/6	1 1 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		1 2 0	-	-	-	-
	第3項	旧法附則第 15 条第 45 項 (地下駅火災対策施設)	評 価 額	2/3	1 3 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		1 4 0	-	-	-	-
	第4項	旧法附則第 15 条第 46 項 (地下街等の洪水時避難施設)	評 価 額	2/3	1 5 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		1 6 0	-	-	-	-
改 正 法 附 則 第 20 条 による 改正	第2項	旧法第 349 条の 3 第 25 項 (日本電気計器検定所)	評 価 額	1/2	1 7 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		1 8 0	-	-	-	110,346
		旧法第 349 条の 3 第 26 項 (日本消防検定協会)	評 価 額	1/2	1 9 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		2 0 0	-	-	-	-
		旧法第 349 条の 3 第 27 項 (小型船舶検査機構)	評 価 額	1/2	2 1 0	-	-	-	-
			課 税 標 準 額		2 2 0	-	-	-	624
	旧法第 349 条の 3 第 28 項 (軽自動車検査協会)	評 価 額	1/2	2 3 0	-	-	-	-	
		課 税 標 準 額		2 4 0	-	-	-	270,538	

区 分	地 目 等		特 例 率	行 番 号	宅 地 等		農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家 屋 (千円)	
					宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)				
改に成附13第 正よる10正則 2 法の規の10正則 2 定平年法第条項	第4項	旧法第349条の3第39項 (社会保険診療報酬支払基金)	評 価 額	2 5 0	-	-	-	-	-	
			課税標準額	2 6 0	-	-	-	1,805,678	-	
	第5項	旧法第349条の3第40項 (自動車安全運転センター)	評 価 額	2 7 0	-	-	-	-	-	
			課税標準額	2 8 0	-	-	-	-	-	
改 正 正 も 法 法 の 附 の 平 則 規 成 定 15 第 に 年 18 よ 改 条	第3項	旧法第349条の3第28項 (日本電気計器検定所)	評 価 額	2 9 0	-	-	-	-	-	
			課税標準額	3 0 0	-	-	-	400,194	-	
		旧法第349条の3第29項 (日本消防検定協会)	評 価 額	3 1 0	-	-	-	-	-	-
			課税標準額	3 2 0	-	-	-	-	-	-
		旧法第349条の3第30項 (小型船舶検査機構)	評 価 額	3 3 0	-	-	-	-	-	-
			課税標準額	3 4 0	-	-	-	-	304,593	-
		旧法第349条の3第31項 (軽自動車検査協会)	評 価 額	3 5 0	-	-	-	-	-	-
			課税標準額	3 6 0	-	-	-	-	1,119,196	-
改のにも成改附13第 正規よる10正則 2 法定平年法第条項		旧法附則第15条第19項 (指定法人等大規模外貿埠頭)	評 価 額	3 7 0	-	-	-	-	-	
			課税標準額	3 8 0	-	-	-	-	-	

区 分	地 目 等		特 例 率	行 番 号	宅 地 等		農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家 屋 (千円)		
					宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)					
改 平 正 成 法 7 年 の 規 改 定 正 法 附 よ 則 る 第 も 12 の 条	第3項	旧法第349条の3第27項 (農業・生物系特定産業事業 研究機構)	評 価 額	1/3	3 9 0	-	-	-	-		
			課 税 標 準 額		4 0 0	-	-	-	-		
		旧法第349条の3第30項 (日本電気計器検定所)	評 価 額	1/6	4 1 0	-	-	-	-		
			課 税 標 準 額		4 2 0	-	-	-	169,983		
		旧法第349条の3第31項 (日本消防検定協会)	評 価 額	1/6	4 3 0	-	-	-	-		
			課 税 標 準 額		4 4 0	-	-	-	748,282		
		旧法第349条の3第32項 (小型船舶検査機構)	評 価 額	1/6	4 5 0	-	-	-	-		
			課 税 標 準 額		4 6 0	-	-	-	-		
		旧法第349条の3第33項 (軽自動車検査協会)	評 価 額	1/6	4 7 0	-	-	-	-		
			課 税 標 準 額		4 8 0	-	-	-	219,751		
		合 計		評 価 額		5 1 0	373,114,830	257,771,450	2,336,170	633,222,450	-
				課 税 標 準 額		5 2 0	242,303,865	158,476,933	1,633,181	402,413,979	438,121,426
法 第 第 附 7 則 5 項	市街化区域農地としての評価額			5 3 0	28,972	-	5,295,208	5,324,180	-		
	徴収猶予分に相当する課税標準額			5 4 0	4,920	-	1,465,233	1,470,153	-		
法 第 第 附 8 則 5 項	市街化区域農地としての評価額			5 5 0	-	-	-	-	-		
	徴収猶予分に相当する課税標準額			5 6 0	-	-	-	-	-		
法 第 第 附 16 則 5 項	市街化区域農地としての評価額			5 7 0	1,347,218	219,982	8,366,213	9,933,413	-		
	徴収猶予分に相当する課税標準額			5 8 0	576,572	106,276	3,994,668	4,677,516	-		
法 第 第 附 17 則 5 項	市街化区域農地としての評価額			5 9 0	-	-	-	-	-		
	徴収猶予分に相当する課税標準額			6 0 0	-	-	-	-	-		

区 分	地 目 等	特 例 率	行 番 号	宅 地 等		農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家 屋 (千円)
				宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)			
法附則第55条第4項	区域外となつた土地及び家屋に係る特別措置	1/2 減額	6 1 0	-	-	-	-	-
法附則第55条第6項	区域外となつた土地及び家屋に係る特別措置	1/2 減額	6 2 0	-	-	-	-	-
法附則第55条第8項	区域外となつた土地及び家屋に係る特別措置	1/2 減額	6 3 0	21,296,818	2,288,240	217,482	23,802,540	22,302,210
法附則第55条第2項	区域外となつた土地及び家屋に係る特別措置	1/2 減額	6 4 0	-	-	-	-	-
法附則第55条第2項	区域外となつた土地及び家屋に係る特別措置	1/2 減額	6 5 0	-	-	-	-	-
法附則第55条第2項	区域外となつた土地及び家屋に係る特別措置	1/2 減額	6 6 0	973,995	109,402	40,268	1,123,665	1,225,445
法附則第56条第1項	震災による被害に住宅用地に係る特別措置	/	6 7 0	21,809,289	-	-	21,809,289	-
法附則第56条第10項	震災による被害に住宅用地に代る特別措置	/	6 8 0	460,576	-	-	460,576	-
法附則第56条第11項	震災による被害に住宅用地に係る特別措置	1/2 減額	6 9 0	-	-	-	-	31,009,657
		1/3 減額	7 0 0	-	-	-	-	-

区分	地目等	特例率	行番号	宅地等		農地 (千円)	土地計 (千円)	家屋 (千円)
				宅地 (千円)	その他 (千円)			
法条第13項第56項	（居住困難住宅用地に代わる住宅用地の特例措置）		7 1 0	233,825	-	-	233,825	-
法条第14項第56項	（居住困難家屋に代わる家屋の特例措置）	1/2減額	7 2 0	-	-	-	-	3,353,872
		1/3減額	7 3 0	-	-	-	-	-
改正法の平成25年規	（改正法第12条第2項）	1/2減額	7 4 0	-	-	-	-	157,723
改正法の平成24年規	（改正法第14条第4項）		7 5 0	17,060	-	-	17,060	-
改正法の平成24年規	（改正法第14条第5項）	1/2減額	7 6 0	-	-	-	-	268,025
		1/3減額	7 7 0	-	-	-	-	-
改正法の平成23年規	（改正法第9条第2項）	1/2減額	7 8 0	-	-	-	-	586,684
改正法の平成23年規	（改正法第9条第2項）	1/2減額	7 9 0	-	-	-	-	194,035
改正法の平成22年規	（改正法第14条第2項）	1/2減額	8 0 0	-	-	-	-	130,423
		1/3減額	8 1 0	-	-	-	-	90,948